



2021年5月27日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生  
(コード番号：3751 東証第一部)  
問 合 せ 先 総務人事部長 梶田 隆記  
TEL (03) 4476-8000 (代表)

**(変更)「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況等に関するお知らせ」の一部変更について**

日本アジアグループ株式会社（以下「当社」といいます。）が2021年4月30日付で公表いたしました「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況等に関するお知らせ」（以下「変更前プレスリリース」といいます。）につきまして、その内容の一部に変更すべき事項（当該変更を、以下「本変更」といいます。）が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

本変更は、(i) JAG 国際エナジー株式会社（以下「JAG 国際エナジー」といいます。）の売却について、当社の株主の皆様のご要請を踏まえ、同社の当社グループにおける重要性に鑑み、同社の売却については、当社の株主総会において株主の皆様と同社の売却に係る契約をご承認いただいた上で実行する方針としたこと、(ii) JAG 国際エナジー及び国際航業株式会社（JAG 国際エナジーと併せて、以下「対象子会社」といいます。）のそれぞれについて最適な売却先を慎重に検討しており、また、買主候補者との間で売却条件についての交渉を実施していることに伴い、変更前プレスリリースに記載していたスケジュールが変更されたことを受け、生じたものです。

変更箇所には下線を付しております。

なお、当社は2021年5月26日付で「2021年3月期連結決算発表の延期に関するお知らせ」を公表し、対象子会社の売却条件が確定しておらず一部の税効果関連項目について未確定であることを理由として、2021年3月期の決算発表を延期することをお知らせしております。同期の決算手続きにつきましては、対象子会社の売却条件が未確定であることを前提に進め、2021年5月31日を目途に公表することを予定しております。

記

2. 今後のスケジュール

(変更前)

① JAG 国際エナジー：

ア 1次入札期日	2021年3月12日
イ 2次入札期日	2021年5月中旬(予定)

ウ 株式譲渡契約の締結	<u>2021年5月中旬から下旬（予定）</u>
エ 株式譲渡の実行	<u>2021年5月下旬（予定）</u> ※ 当該株式譲渡を実行するために必要な許認可の取得等の必要手続の完了後

② 国際航業：

ア 1次入札期日	2021年4月2日
イ 2次入札期日	<u>2021年5月中旬（予定）</u>
ウ 株式譲渡契約の締結	<u>2021年5月中旬から下旬（予定）</u>
エ 株式譲渡の実行	<u>2021年6月下旬開催予定の当社定時株主総会后（予定）</u> ※ 当該株式譲渡を実行するために必要な許認可の取得等の必要手続の完了後

対象子会社の株式の売却は、必要に応じて当社の株主の皆様、金融機関その他のステークホルダーの皆様への情報共有を行い、法令に基づき必要な手続を履践した上で進めて参ります。特に国際航業の株式の大部分の売却については、会社法上、当該株式の売却に係る契約の承認について株主総会の特別決議が必要となる見込みであり、本年6月下旬に予定されている当社の定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただくことを想定しております。なお、今後のスケジュールにつきましては、今後、買主候補者と協議の上、変更される可能性があります。

(変更後)

① JAG 国際エナジー：

ア 1次入札期日	2021年3月12日
イ 2次入札期日	2021年5月 <u>17日</u>
ウ 株式譲渡契約の締結	<u>(未定)</u>
エ 株式譲渡の実行	<u>(未定)</u> ※ <u>当社臨時株主総会及び当該株式譲渡を実行するために必要な許認可の取得等の必要手続の完了後</u>

② 国際航業：

ア 1次入札期日	2021年4月2日
イ 2次入札期日	2021年5月 <u>14日</u>
ウ 株式譲渡契約の締結	<u>(未定)</u>
エ 株式譲渡の実行	<u>(未定)</u> ※ <u>当社臨時株主総会及び当該株式譲渡を実行するために必要な許認可の取得等の必要手続の完了後</u>

対象子会社の株式の売却は、必要に応じて当社の株主の皆様、金融機関その他のステークホルダーの皆様への情報共有を行い、法令に基づき必要な手続を履践した上で進めて参ります。

①JAG 国際エナジーの株式の大部分の売却については、当社の株主の皆様のご要請を踏まえ、同社の

当社グループにおける重要性に鑑み、株主総会の決議を経て行う予定であり、また、②国際航業の株式の大部分の売却については、会社法上、当該株式の売却に係る契約の承認について株主総会の特別決議が必要となる見込みであり、両社の売却に係る契約については、当社の臨時株主総会（開催時期は決定次第お知らせいたします。）において、株主の皆様にご承認いただくことを想定しております。なお、今後のスケジュールにつきましては、今後、買主候補者と協議の上、変更される可能性があります。

以 上